

デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会
データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ（第2回）
議事要旨

1 日時 平成31年4月5日（金） 10:00～12:30

2 場所 総務省9階第3特別会議室

3 出席者

委員：岡田委員（主査）、生貝委員、依田委員、落合委員、越塚委員、
早川委員、林委員

事務局：経済産業省 経済産業政策局 梶口競争環境整備室長
経済産業省 商務情報政策局 松田情報経済課長
公正取引委員会 経済取引局 藤井総務課長
総務省 情報流通行政局 今川情報通信政策課長、井上企画官
中田企画官、山田課長補佐

ワーカー：個人情報保護委員会 佐脇参事官
消費者庁 内藤消費者政策課長
内閣官房 日本経済再生総合事務局 佐野参事官
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 吉田参事官

4 議事次第

- 事務局 説明 「デジタル・プラットフォームを巡るデータの移転・開放等の在り方に係る検討の方向性について」
- 依田委員 報告 「行動経済学から見たプラットフォーム政策の在り方」
- 越塚委員 報告 「データ移転とサービスロックインについて技術的観点から」

5 議事

総務省から、「デジタル・プラットフォームを巡るデータの移転・開放等の在り方に係る検討の方向性について」について説明を行った後、依田委員より「行動経済学から見たプラットフォーム政策の在り方」について、また越塚委員より「データ移転とサービスロックインについて技術的観点から」についてそれぞれ報告があり、その後、意見交換を行った。主な意見の概要は以下のとおり。

- データの移転や開放について制度化する際には、現象面に加え、法的根拠や規制する根拠を丁寧に整理する必要があるのではないか。
- 伝統的な経済学からみた場合、両面市場であり、需要側の外部効果があるときには、自由公正な競争だけに委ねておいては、社会厚生が最大化されることが保証されない。また、供給側の規模の経済性やボトルネック独占といったことも、市場の失敗として規律を求める一つの論拠になるのではないか。さらに、他にも多様な観点があり、行動経済学の観点からは、ロックイン性が高まるとも考えられる。他にも、消費者保護、プライバシーの保護、個人情報の保護の観点からも規律の根拠となり得るのではないか。
- 必要性、目的については、イノベーションを促進する環境の整備とユーザの不利益を防ぐことを、それぞれ独立した重要な目的で並立させることが可能ではないか。ユーザの不利益については、どのような不利益から守るのか、権利の側面からどのような

に考えるのかといったことを検討する必要があるのではないか。

- 非個人データのポータビリティについては、垂直的な取引関係にある BtoB のデータを移転可能とすることも考えられるのではないかと。また、モールやシェアリングエコノミーを含むマーケットプレイス型のプラットフォームにおいては、プラットフォームに蓄積された評判も、重要な財産となるのではないかと。
- ビジネスの過程で上流から下流のフローがあって、上流の人が下流の人の状況を知りたいといったことはビジネス一般でも例がある話であって、デジタル・プラットフォームについて規律するのであれば、その根拠を詰める必要があるのではないかと。
- 一般論としては、ビジネスユーザがそのプラットフォーム上で、自社のサービスを提供するときには、消費者との間を媒介するプラットフォーム上に様々な重要なデータが集まるが、ビジネスユーザが消費者の情報を取得したい場合でも、プライバシーや個人情報を毀損してはならないため、原則としては、匿名化、集計化されたデータが念頭に置く必要があるのではないかと。
- プラットフォームの概念は、取引形態に依存せず、非常に多義的であるため、制度に落とし込むときは、プラットフォームについて、機能類型ごとに整理していくことが必要となるのではないかと。日本の法体系上は、細かく法律に書き込むというよりは、広く網をかけた上で、実質考慮できるような形にしておく必要があるのではないかと。また、広くデジタルプラットフォームに対して、柔軟かつ迅速に、過度ではない措置を必要に応じた形で、他の法律等におけるデータポータビリティとのシナジーを考慮しつつ、執行可能な原則を検討していくことが望ましいのではないかと。
- 分野共通の課題としては、例えば、利用者保護を図るときに、データの受け手についての課題があるのではないかと。情報が個人のパソコンから盗られることが頻発した場合、制度自体の信頼性や、情報を活用することに対してネガティブな側面が社会的に醸成されないかという懸念は持った方が良いのではないかと。また、共同規制のような形がより柔軟に実行しやすいのではないかと。ただし、共同規制という概念は非常に有益である一方、その細部についてはいろいろ考えていく余地があるのではないかと。
- ポータビリティを確保することは、ユーザが最も優れたサービスを最も優れた事業者から享受できるようにすることではないかと。そして、問題が起きた場合等には、ユーザがすぐにサービスを変更できる状況を確保しなければ、そのような環境とはならないのではないかと。
- データポータビリティはいろいろな分野が結びついてくる。個人の便益も関係するし、公共的な役割として事業者が持っているデータをいかにして公共の側でも使っていくのかという話も出てくる。ユーザに戻すだけ、他の事業者に戻すだけではなく、公共分野にも使えるようにという観点が必要ではないかと。

(速報のため事後修正の可能性あり。)